

静岡県告示第852号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年12月8日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
護岸	新興津2号岸壁護岸	静岡市清水区興津清見寺町 1388番、1390番	構造形式 重力式、延長 361.2m、 天端高 +4.4m～+5.1m、 主要用材 ケーソン